

第 1 部 環境行政の課題と展開

第1部 環境行政の課題と展開

本県は、総延長410kmに及ぶ海岸の大部分が「若狭湾国定公園」、「越前加賀海岸国定公園」に指定され、東には「白山国立公園」、「奥越高原県立自然公園」の山々が連なるなど、豊かで変化に富んだ自然環境に恵まれている。

また、冬季の降雪は豊富な水資源を育み、水質・大気は全国的に見て良好な環境を維持している。

しかしながら、本県においても、ごみ処理問題、有機塩素系化合物による地下水汚染、湖沼の水質汚濁、身近な自然環境の喪失など数多くの環境問題が発生しており、また、地球温暖化やオゾン層

の破壊などの地球環境問題についても、人類や生態系の存続そのものを脅かす重大な問題として、決して本県と無関係ではない。

恵み豊かなふるさと福井の環境を保全し、将来の世代へ継承するとともに、人類の生存基盤である地球環境の保全に取り組むことは、今日の時代に生きる者すべての責務であり、県民・事業者・行政が一体となって持続可能な循環型社会を構築することが求められている。

こうした観点から、県では、平成14年1月、「環境立県 福井」を宣言し、県民総ぐるみで環境と調和した循環型の社会づくりに積極的に取り組んでいく。

自然公園の区域



「環境立県 福井」宣言

平成14年1月4日
福井県知事 栗田 幸雄

20世紀の「大量生産・大量消費・大量廃棄」の社会は、現在、資源の枯渇や地球温暖化、オゾン層破壊など地球規模の環境問題を招来している。また、大量の廃棄物の処理に伴い、環境汚染、不法投棄、処分場の逼迫など社会経済システムの行き詰まりが顕在化している。

21世紀は、「環境の世紀」として、環境への負荷をできる限り少なくし、自然と共生しながら、資源・エネルギーを有効に活用する「持続可能な循環型の社会」への変換が求められている。すべての人々、事業者、行政が、現在の社会の構造、生活のあり方と価値観を環境の視点から見直し、自ら果たすべき役割に責任を持たなければならない。

循環型社会の実現のためには、新たな制度、新たな技術、新たな事業など新たな社会システムの構築が必要である。経済発展の目的も量的拡大から質的向上に方向転換することが求められており、環境保全技術やリサイクル技術を持つ環境関連産業が今後の成長分野として注目を集めている。

こうした点を踏まえ、県民、事業者、行政それぞれが常に環境への配慮を念頭に置きながら社会・経済活動を営むとともに、新たな産業として環境関連産業の立地、振興と雇用の創出を図るなど、県民総ぐるみで環境と調和した循環型の社会づくりに積極的に取り組み、「環境立県福井」の実現を目指すことをここに宣言する。

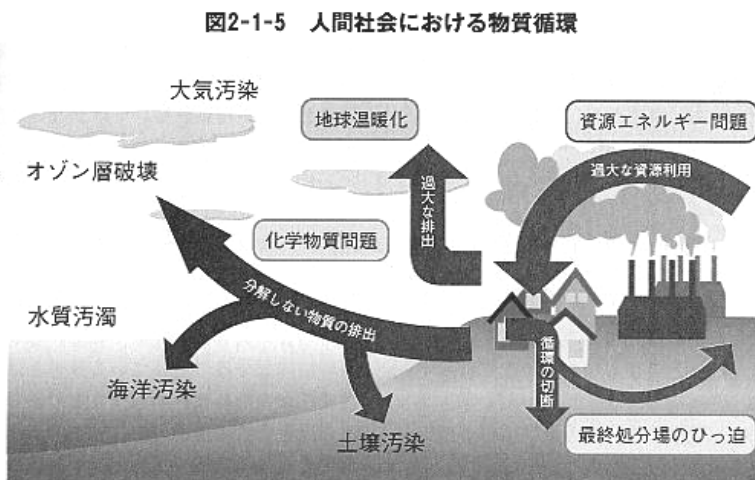
1 循環型社会の形成

「消費は美德」、「使い捨て文化」といったかつての流行語に象徴されるように、資源の有限性や廃棄後のことに目を向けることなく、使用できるものまでも平気で捨ててしまう消費生活や事業活動が定着し、このことが廃棄物の量の増大と質の多様化をもたらした。

一方で、ごみ焼却に伴うダイオキシン類の発生や埋立処分場の浸出水による地下水汚染などへの不安感から、焼却施設や処分場の新規立地が年々困難になっている。

さらには、自然が浄化できないあるいは浄化能力を超えた環境への負荷の排出は、化学物質による環境汚染や地球温暖化など様々な環境問題を引き起こしている。

こうした問題を解決するためには、資源・エネルギーの効率的利用や再生可能なものへの転換を推進するとともに、廃棄物等の発生抑制や再利用・再資源化を図るなど、環境への負荷の少ない循環型社会を構築することが緊急の課題となっている。



平成 13 年版環境白書（環境省）から

(1) 循環型社会への法整備

平成 12 年 6 月、循環型社会をめざす基本的枠組を規定した「循環型社会形成推進基本法」が制定され、環境省では、同法に基づき、総合的・計画的に講ずべき施策等を定めた「循環型社会形成推進基本計画」の策定作業が進められている。

また、ここ数年、容器包装、廃家電、建設廃棄物、食品廃棄物、グリーン購入などに関するリサイクル関連法が相次いで施行され、さらに、自動車や事業用パソコンについても同様の法制化が進められるなど、制度的基盤が整備されつつある。

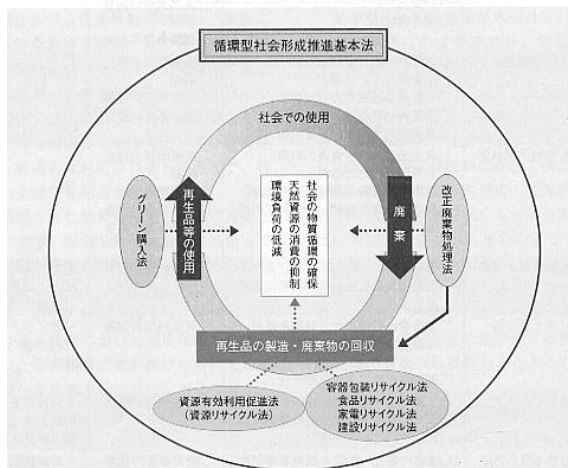
今後、これらの法令が有効に機能し、資源循環のサイクルが回るよう、県、市町村、関係業界が連携を図りながら法の適切な運用を図っていく。

(2) 廃棄物の発生抑制

廃棄物対策の基本的な考え方として、3つのR、すなわち、発生抑制(Reduce)、再利用(Reuse)、リサイクル(Recycle)が挙げられるが、「循環型社会形成推進基本法」では、循環型社会の構築のためには、まず「原材料の効率的利用や製品の長期間使用等による廃棄物の発生抑制」に優先的に取り組むことをうたっている。

廃棄物の発生を抑制するためには、県民一人ひとりが消費行動を見なおし、真に必要なもののみを購入し、購入後は長く使用することを心がけることが大切であり、事業者に対しては、

図2-3-6 循環各法の循環型社会における役割



平成 13 年版環境白書（環境省）から

長期使用・繰返し使用のできる製品づくりや販売時の包装の簡素化などが求められる。

これまで、県内では、消費者団体等を中心に買い物袋持参運動や生ごみの堆肥化などが積極的に行われ、販売店においては買い物袋持参に対する特典制度や買い物かごを貸与するマイ・バスケット運動などが実施されている。

しかしながら、「福井市のくらしと環境をよくする会」の調査によると買い物袋持参率は13%程度（平成13年12月）にとどまっており、今後、消費者、事業者と連携を図りながら、各主体の自主的な発生抑制の取組みを促進していく必要がある。

(3) 一般廃棄物対策の推進

県では、家庭等から出る一般廃棄物の減量化・リサイクルを推進するため、平成11年6月、「福井県ごみ減量化・リサイクル日本一推進計画」を策定するとともに、学識経験者・消費者・事業者・行政で構成する「ごみ減量化・リサイクル日本一総合推進会議」を設置し、減量化対策等の検討や進行管理を行っている。

ごみ減量化対策の一つとして、家庭ごみの4割を占める生ごみの排出を抑制するため、平成11年度から各家庭への生ごみ処理機の購入補助制度をスタートさせたほか、民間団体の活動に対して助成を行なっている。

また、分別収集の推進策として、市町村の分別収集体制の整備に対する財政支援や民間団体の古紙の集団回収に対する奨励金交付などを行っている。

さらに、平成11年12月から、県内で発生する再生資源を利用して製造・加工される製品を県が認定する「福井県リサイクル製品認定制度」および再生品の需要拡大や廃棄物の減量化・リサイクルに積極的に取り組む店舗を登録する「リサイクル推進店登録制度」を開始し、これまでに34品目の認定と133店舗の登録を行った。

しかしながら、こうした取組みにもかかわらず、平成9年度以降、1人1日当たりのごみ排出量は増加傾向、リサイクル率は横ばい傾向にあり、今後、市町村に対して、分別収集品目の一層の拡大と分別ルールの一層の統一化を働きかけるとともに、廃棄物の発生が少ないライフスタイルや事業活動の普及啓発を図っていく。

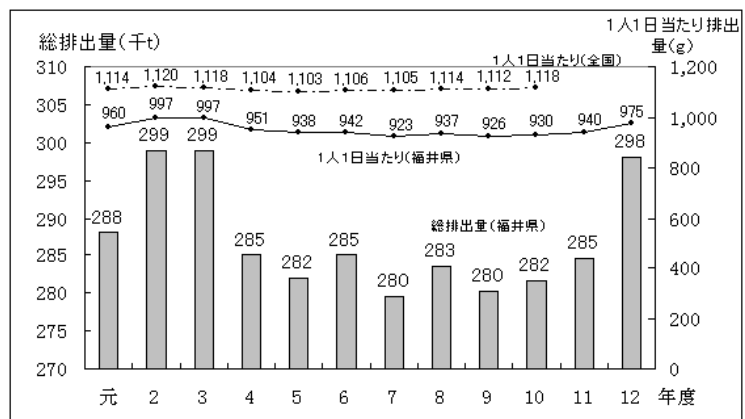
(4) 産業廃棄物対策の推進

県では、平成10年3月、「第5次福井県産業廃棄物処理計画」を定め、産業廃棄物の減量化・リサイクルを推進してきたが、「廃棄物処理法」が改正され、一般廃棄物も含めた「廃棄物処理計画」の策定が規定されたことから、平成13年度中の策定に向けて作業を進めている。

計画策定に当たり、県内の廃棄物の排出実態を調査した結果、最終処分率は5%、リサイクル率は47%であり、国が定めた平成22年度の「廃棄物の減量化の目標量」である最終処分率7%、リサイクル率47%を既に達成しており、「廃棄物処理計画」では、廃棄物の将来の伸びを考慮して、一層の最終処分量の削減とリサイクル量の増加を目指すこととしている。

また、民間最終処分場の新規立地や増設が困難な情勢となっており、公共関与による安全で信頼される最終処分場整備の必要性が高まっていることから、同計画策定の中で、リサイクル推進センター整備など、公共関与のあり方も検討している。

一般廃棄物排出量の推移



(5) 有機資源リサイクルの推進

農業や畜産業、食品産業等から発生する籾殻、家畜排せつ物、食品廃棄物、下水汚泥等の未利用有機性資源については、資源循環の観点から、堆肥として再利用を図り、環境調和型農業の推進に活用することが課題となっている。

このため、県では、未利用有機性資源発生量の実態把握と将来予測を行い、堆肥化の推進方策を盛り込んだ「未利用有機性資源活用基本計画」を平成 13 年 3 月に策定した。同計画では、広域的な堆肥化施設を整備し、生産された堆肥の利用拡大を図ることとしており、平成 14 年度から三方町・美浜町で有機資源の堆肥化施設整備に着手する。

また、環境にやさしい農業を推進するため、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」に基づき、平成 11 年度から、化学肥料や農薬使用を低減する農業者を「エコファーマー」として認定し支援する制度がスタートし、県内で 33 人(平成 13 年 12 月末)が認定されている。

さらに県独自の制度として、平成 13 年 4 月、農薬や化学肥料の使用を極力抑えた農産物（JIS 法が定める農産物を除く）を認証する「福井県特別栽培農産物認証制度」を開始しており、これまでに延べ 304ha で生産された農産物(平成 13 年 12 月末)を認証している。

「福井県特別栽培農産物」の認証マーク



今後、これらの制度の普及を通して、未利用有機性資源の堆肥化とその利用拡大を促進していく。

一方、間伐材や製材・加工の過程で発生する端材等の木質系資源の有効利用を推進するため、間伐材の搬出運搬に対する助成や工事用資材等の新たな用途・製品の開発等を行っており、今後、木質バイオマスエネルギー等への活用推進にも取り組んでいく。

(6) 建設リサイクルの推進

建設工事に伴い発生する建設副産物(がれき類などの建設廃棄物および建設発生土など)は、発生量が極めて多く、公共工事等において発生抑制やリサイクルを強力に推進していく必要がある。

このため、県では、「近畿地域における建設リサイクル推進計画」に基づき、県、国の機関、建設業団体等で構成する「建設副産物対策連絡協議会」や各土木事務所、市町村等で構成する「ブロック連絡協議会」が中心となり、建設発生土の工事間流用の促進、建設廃棄物の再資源化施設への搬出、再生資材の活用など、リサイクル率の向上を図っている。

建設廃棄物のうち、コンクリート塊やアスファルト塊については、ほぼ 100%(平成 12 年度)のリサイクル率を達成しているものの、その他の廃棄物や建設発生土についてはリサイクル率が低迷していることから、再生資材の利用促進やリサイクル技術の開発を進めており、特に建設発生土については、情報交換システムの導入やストックヤードの整備方針を策定し、工事間流用を促進していく。

また、「建設リサイクル法」に基づき、平成 14 年 5 月から建築物等の解体工事等に対し、分別および再資源化が義務付けられることから、県では、再資源化の方策や目標を定めた指針を策定するとともに、県民、事業者への周知等を行い、リサイクルの推進を図っていく。

(7) グリーン購入の推進

物品やサービスの調達に当たって、リサイクル製品や省エネルギー機器など環境負荷の少ないものを優先的に選択するグリーン購入の取組みは、循環型社会を支える重要な柱である。

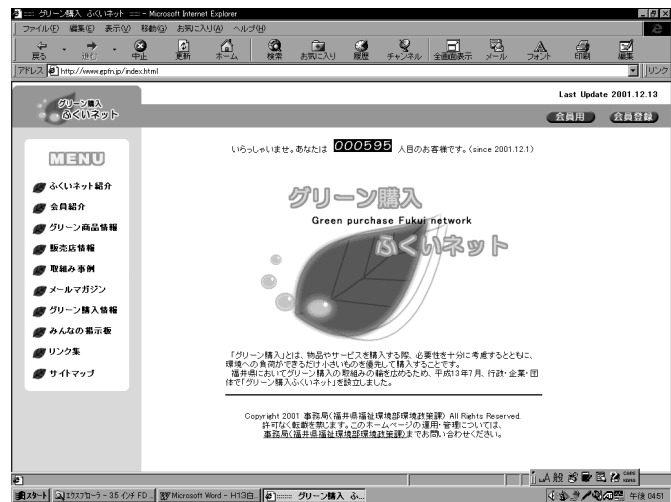
このため、平成 13 年 4 月、国に対してはグリーン購入を義務付け、自治体に対しては努力義

務を規定した「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」が施行された。

県では、平成13年4月、「福井県庁グリーン購入推進方針」を策定し、同方針に基づき、年度ごとの調達計画を定めて、全庁体制で取り組んでいる。平成13年度調達計画では、12分野104品目を重点品目として定め、毎月の調達実績を把握している。

また、グリーン購入の取組みを普及・拡大するため、平成13年7月、行政・企業・団体が構成する「グリーン購入ふくいネット」を組織し、フォーラムや懇談会の開催、イベントにおけるグリーン商品の展示即売、ホームページ・情報紙による情報発信などを行なっている。

さらに、9月には、「公用車の低公害車導入方針」を定め、乗用車タイプの公用車について、原則として、平成16年度までに低公害車に切り替えることとした。



2 地球環境問題への取組み

地球温暖化やオゾン層破壊などの地球環境問題は、その影響が地球全体に及び、人類や生態系の存続も脅かす重大な問題であるが、ごみ問題や水質汚濁などの身近な環境問題と異なり、その被害や影響が直接見えにくく、切実な問題として認識されにくい傾向がある。

さらに、地球環境問題の原因の多くは私たちの日常生活や通常の事業活動と深く関わっており、その解決には社会全体の取組みと責任分担が不可欠であるが、具体的対応はなかなか進まない状況にある。

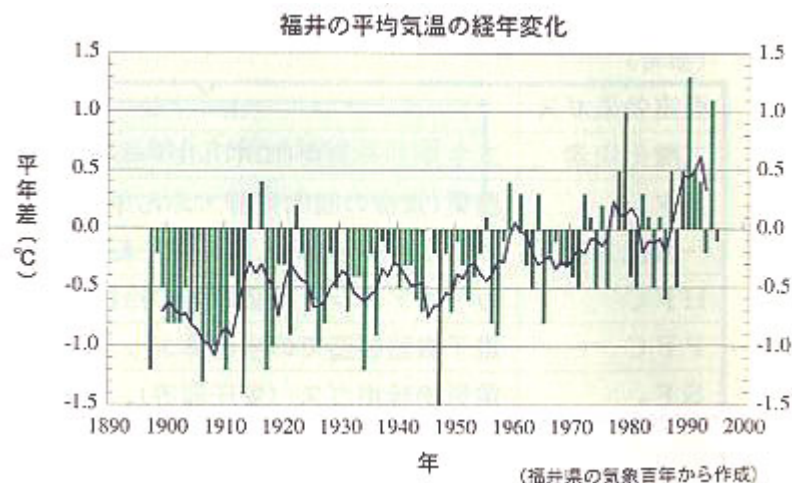
(1) 地球温暖化の影響

化石燃料の燃焼や森林の大規模伐採等によって、大気中の二酸化炭素濃度が増加し、この100年間に地球の平均気温は0.6(本県では1.1)上昇している。

国連組織の一つである「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」の第3次評価報告書によると、21世紀末には地球の気温は最大5.8、海面の水位は最大88cm上昇すると予測しており、本県においても、65cmの海面上昇によって、砂浜のほとんどが消失すると予測されている。

また、温暖化が進めば、海面上昇による高潮被害、異常気象による災害の増加、生態系への影響、農業被害、さらには、マラリア等の伝染病の増加など深刻な影響が懸念される。

地球温暖化への国際的な取組みとして、1992年、「気候変動枠組み条約」が採択され、平成9年12月に京都で開催された第3回締約国会議(COP3)では、各国の温室効果ガスの排出削減目標が取り決められた。



その後、最大の温室効果ガス排出国であるアメリカの離脱によって、京都議定書の発効が危ぶまれたが、平成 13 年 10 月にモロッコのマラケシュで開催された第 7 回締約国会議（COP7）において、京都メカニズムと呼ばれる国際間の排出権取引のルールや森林管理による二酸化炭素吸収量の上限等について合意がなされ、2002 年の議定書発効に向けて大きく前進した。

これを受けて、国では、現行の「地球温暖化対策推進大綱」の見直しや「地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）」や「エネルギー使用の合理化に関する法律（省エネ法）」の改正などを進めることとしたが、議定書の削減目標を達成するためには、地域レベルでの着実な温暖化対策の推進が極めて重要である。

(2) 地球温暖化対策

平成 12 年 3 月、県では、県内の温室効果ガスの排出量や排出構造を踏まえて、県民や事業者の自主的な温暖化対策の取組みによって排出量の削減を図るための「福井県地球温暖化対策地域推進計画」を策定した。

同計画では、日常生活におけるエコライフや事業活動における省エネルギーの推進等により、2010 年度における二酸化炭素排出量を 1990 年度に比べ 3 % 削減することとしているが、1999 年度時点で既に 9.3% 増加しており、実質的には 12% 以上の削減を図っていく必要がある。

同計画の目標達成に向けて、平成 12 年 9 月、学識経験者、業界・団体、事業者、行政で組織する「福井県地球温暖化対策推進会議」を組織するとともに、地球温暖化防止活動推進員（アースサポーター）を募集し、この活動推進員を通じ環境家計簿（エコチャレンジ）の記録など家庭における取組みを進めている。

また、本県は、1 世帯当たりの自動車保有台数が全国上位にあり、加えて保有台数や走行量の伸びが大きいことから、運輸部門の排出量削減が大きな課題であり、これまでアイドリングストップ運動やノーマイカーデーを推進しているが、今後、低公害車の普及や公共交通機関の利用促進を一層進めていく必要がある。

さらに、産業部門での温室効果ガスの排出抑制を促進するため、企業における自主行動計画策定のためのガイドブックを作成した。なお、県では、平成 13 年 3 月、「地球温暖化対策推進法」に基づき、自らの排出削減を図る「福井県庁地球温暖化防止率先実行計画」を策定した。

一方、平成 12 年 3 月には、太陽光発電やコージェネレーションなどの新エネルギー導入や省エネルギーを推進するため、2010 年度までに 1996 年度エネルギー消費量の 15% を転換・削減することなどを内容とする「福井県新エネルギー・省エネルギービジョン」を策定した。

これを受けて、住宅用の太陽光発電の普及を推進していくため、出力 1 kW 当たり 10 万円の補助制度（同額の補助制度を設ける市町村の住民等が対象）を創設したほか、県の合同庁舎 4 箇所や（財）若狭湾エネルギー研究センターへの太陽光発電設備の導入、国見岳（福井市）への風力発電施設建設（900 kW × 2 基 平成 15 年完成予定）を進めている。

(3) オゾン層破壊の防止（フロンの回収）

生物にとって有害な紫外線を吸収するフィルターの役目を持つオゾン層が、冷蔵庫・エアコン等の冷媒、工業用の洗浄剤などとして広く使用されてきたフロンによって破壊されつつある。

このため、フロンの新たな製造については、1985 年に締結された「オゾン層の保護に関するウィーン条約」に基づき、オゾン層の破壊力が最も大きいクロロフルオロカーボン（CFC）など特定フロンの先進国における生産が 1995 年末をもって全廃となり、その他のフロンについても段階的に削減されることとなった。

一方、過去に生産され、冷蔵庫やエアコン等に充填されたままのフロンについては、これまで回収・破壊の法的義務付けがなく、県では、平成 8 年度に設置した「福井県フロン回収推進会議」を通じて、フロン回収協力事業所の認定、回収フロンの一括輸送・破壊処理などを実施してきたが、平成 13 年 4 月の「家電リサイクル法」の施行に伴い、家庭用冷蔵庫とルームエア

コンのフロンについては、機器廃棄時のリサイクルに合わせて製造業者によって回収されることとなった。

また、平成 13 年 6 月に、「フロン回収破壊法」が公布され、対策が遅れていたカーエアコンと業務用冷凍空調機についても、登録業者等によるフロン回収が義務づけられた。

こうした取組みの一方で、開発途上国からの C F C の違法輸入等も指摘されていることから、今後、オゾン層保護の一層の普及啓発に努めるとともに、法に基づく回収・破壊が適正に実施されるよう指導・監督に努めていく。

3 化学物質等による環境汚染の防止

20 世紀には、科学技術の進展によって多種多様の化学物質が次々と生み出され、化学物質から作られるプラスチック、合成洗剤、医薬品、化粧品、殺虫剤などの製品は今日の日常生活においてなくてはならないものとなっている。その結果、国内で流通する化学物質は 5 万種以上に上るといわれ、さらに毎年約 300 物質程度が新たに工業用途として市場に投入されている。

一方、分析技術の向上や健康影響等に関する研究の進展などに伴い、化学物質による環境汚染や生態系への影響、さらにはダイオキシン類のように非意図的に生成する有害物質による汚染実態などが明らかになってきており、早急に排出削減対策や化学物質の管理の強化を講じていく必要がある。

特に、環境中で分解されにくく、生物濃縮性や毒性が高く、大気や海洋の循環によって地球規模での汚染が懸念される P C B、D D T、ダイオキシン類等の残留性有機汚染物質（POPs: Persistent Organic Pollutants）については、世界が協調して使用禁止や排出削減に取り組む必要がある。このため、2001 年 5 月、「残留性有機汚染物質（POP s）に関するストックホルム条約」が採択された。

同条約では、当面 12 物質を対象に、製造・使用の禁止、排出削減等を実施することとしており、我が国においても早急に国内法を整備し、条約を批准することが望まれる。

(1) ダイオキシン類

ダイオキシン類は、廃棄物の焼却等に伴い非意図的に生成される物質で、発ガン性や催奇形性のほか、環境ホルモンとしての作用も疑われている。

このため、平成 11 年 7 月、「ダイオキシン類対策特別措置法」が制定され、耐容一日摂取量（T D I）や大気・水質・土壌に係る環境基準の設定、事業者に対する特定施設の届出義務と規制基準の適用、地方自治体の監視義務などが定められた。

県では、同法に基づき常時監視を実施しており、平成 12 年度の結果は、大気・水質・地下水・土壌のいずれについても概ね環境基準以下であり、深刻な環境汚染は認められていないが、大気および水質について、一部の地点で一時的に環境基準を超える事例も見られた。

平成 14 年 12 月からは、既設の焼却施設等に対し、より厳しい排出基準と設備構造基準が適用されることになっており、発生源に対して監視・指導を一層強化するとともに、ごみの排出抑制や分別の徹底、ごみ処理の広域化など、ダイオキシン類の発生を未然に防止する施策を総合的に進めていく。

また、平成 13 年度には、県環境科学センターにダイオキシン類の調査研究施設を整備したところであり、平成 14 年度から、環境中での実態や食品・母乳等からの摂取量などの調査研究を行っている。

(2) 環境ホルモン

外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）とは、生物の体内で営まれている正常なホルモン作用を攪乱する化学物質で、動物の生殖機能やホルモン代謝への悪影響、ヒトにおける精子数の減少や悪性腫瘍などをもたらしている可能性が指摘されている。

環境省では、平成10年5月、環境ホルモンへの対応方針を「環境ホルモン戦略計画 SPED '98」としてとりまとめ、内分泌攪乱作用の疑われる67物質を選定して調査・研究を進めている。

平成12年度からは、このうち優先的にリスク評価に取り組む物質を指定して調査研究を行っており、平成13年8月には、環境省の検討会において、界面活性剤をはじめ幅広い用途で使用されているノニルフェノールについて、「魚類に対する内分泌攪乱作用を十分に疑わせる」との報告がとりまとめられた。

県内でも、全国調査結果の検出濃度の範囲内ではあるが、ノニルフェノールやビスフェノールA等が検出されていることから、さらに環境中での実態等について調査研究を進めるとともに、正確な情報の収集・発信に努めていく。

(3) 化学物質の排出量・移動量の把握・管理(PRTTR)

化学物質による環境汚染の歴史を振り返ると、トリクロロエチレンによる地下水汚染に見られるように、規制がなされる以前の無秩序な取扱いや排出が汚染原因である場合が少なくない。

このため、化学物質による環境汚染のリスクを管理し、未然防止に力点を置いた対策として、事業者自らが有害性の疑いのある化学物質について排出量や移動量を管理・報告するとともに、国がその結果を公表することを内容とする「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTTR法)」(平成11年7月公布)が制定された。

同法に基づき、事業者は、354種の第1種指定化学物質についての取扱い量や環境への排出量等を把握し、平成14年4月からその結果を県を經由して国に報告することとなる。

県では、法の円滑な施行に向け、県内4箇所での説明会や丹南地域を対象としたパイロット調査などを実施しており、今後、PRTTR制度を通して得られた情報に基づき、化学物質の管理や使用量の削減を進めるなど適切な化学物質対策を推進していく。

4 水環境の保全

本県は、年間降水量が平年値で2,368mmと全国平均値1,700mmに比べたいへん多く、水資源に恵まれており、昨年の県政アンケートにおいても、本県環境の優れている点の第一位に「水のきれいさ・おいしさ」が挙げられている。

しかしながら、質の面では、湖沼の水質汚濁や有機塩素系化合物による地下水汚染が見られ、量の面でも、渇水の頻発や湧水の枯渇に象徴されるように健全な水循環が損なわれつつあり、関係機関や流域住民が連携して、水量・水質の一体的な水環境の保全に取り組んでいく必要がある。

(1) 閉鎖性水域の保全

河川や海域の水質が概ね良好な状況で推移しているのに対し、北潟湖や三方五湖では、富栄養化によって水質が汚濁し、特に三方五湖では、植物プランクトンの異常増殖によるアオコの発生によって悪臭や景観の悪化を生じている。

このため、県では、平成元年から流域市町村と連携を図りながら、下水道等の整備による生活排水対策、施肥の適正化などの農業排水対策、底泥のしゅんせつや水質浄化能力を持つ水生植物の植栽などの浄化対策を進めてきた。

しかしながら、湖沼の汚濁要因として、農地等から流出する肥料や山林等からの自然排水などが大きな割合を占めており、これら面的に発生する負荷の削減対策については未だ確立されていないのが実情である。

こうしたことから、これまでの対策を継続的に推進することはもとより、環境保全型農業の推進や水質浄化能力を持つ生態系の回復など、より一層の湖沼保全対策を検討し、推進していく。

(2) 地下水の保全

全国的にトリクロロエチレン等の有機塩素系化合物や砒素などによる地下水汚染が見つかっており、本県においても、31 地区で汚染が確認されている。

汚染地区では、汚染原因者等による浄化対策が進められており、汚染レベルは低下しつつあるが、地下水は流れがきわめて遅く、汚染物質が広範囲に拡散するため、いったん汚染されると、その回復には多くの時間と経費を要する。

今後とも、飲用等による健康影響を未然に防止するため、効果的な地下水調査を実施し、汚染地区の早期発見に努めるとともに、P R T R制度の運用を通じて、化学物質の排出量の把握や適正管理を図っていく。

(3) 水循環・水辺空間の確保

地球上の水は、「降水 土壌水 地下水 地表水(河川・湖沼) 海洋 蒸発 雲 降水」という循環系を形成しており、人々の生活や多様な生態系を支えている。

しかし、森林・水田等の荒廃や減少、都市域の拡大等に伴う雨水の浸透域の減少、融雪や工業用水の過剰な地下水依存などによって自然の水循環が損なわれ、湧水の枯渇や地下水低下などの弊害が生じている。また、降水量の減少に伴う渇水の頻発や水力発電による減水区間の問題などもある。

こうした問題に対処し、健全な水循環系を構築するためには、森林など水源地の保全をはじめ、排水規制等による水質の保全、使用目的に応じた水資源の有効利用など、上流域から下流域までが一体となって総合的に取り組んでいく必要があることから、今後、庁内の関係部局で研究会を設置し、検討を進めていく。

一方、生活様式の高度化や開発により自然環境が失われつつある中で、水辺の自然空間の保全・復元の重要性が増している。このため、生態系や親水性に配慮した川づくりや、まちづくりと一体となった水辺空間の整備を進めていく。

5 自然環境の保全

地球上には極めて多くの生物が生息・生育し、相互関係を築きながら、多様な生態系を形づくっているが、都市化等に伴う生息環境の悪化や開発行為等に伴う自然環境の改変によって、「生物の多様性」が失われつつある。

国の調査によると、絶滅が危惧される動植物は2,663 種にも及び、メダカや秋の七草のキキョウ、フジバカマなど、かつて身近に見られたものまでもがこの中に多く含まれている。

人類も生態系の一員であり、生態系は多様な生物との微妙なバランスの上に成り立っていることを認識し、自然や野生生物との共生を図っていく必要がある。

(1) 希少野生生物の保護

「絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」(レッドデータリスト)によると、絶滅危惧種は、植物で1,994 種、動物で669 種にも及び、このうち県内には約100 種の植物と約60 種の動物が確認されている。

とりわけ森林生態系の頂点に立つ猛禽類は、生息環境の改変の影響を受けやすく、特にイヌワシは、全国で400~500 羽と推定され、県内では12~20 羽を数えるにとどまっている絶滅危惧種の上位の種である。

また、平成9年に初めて本県での生息が確認されアベサンショウウオは、絶滅危惧種の最上位に位置付けられる両生類で、最近、開発事業に伴う自然環境調査で新たな生息地が確認されている。

県では、こうした希少野生動植物の現状を把握するため、平成11年度からレッドデータブック作成事業に着手し、平成13年度に動物編、平成15年度に植物編の作成を予定しており、こ

うしたデータをもとに、開発行為による生息環境の改変に対する保全措置をはじめ、地域固有の貴重な自然環境と野生生物の永続的な保護対策を進めていく。

また、絶滅のおそれのある動植物種の中には、農林業活動により維持されてきた農地や雑木林などの里地・里山を生息・生育の場としているものも多いことから、農林業施策等との連携を図りながら生息環境の保全に努めていく。

さらに、「移入種」による地域の在来種捕食などが問題化しつつあり、本県でもブラックバスやブルーギル等の外来種による水産被害が懸念されることから、今後、外来種の進入防止などの対策についても検討を進めていく。

(2) 野生生物と人間社会との共生

これまで、野生鳥獣については、鳥獣保護区等の設定などにより生息環境を維持し、その保護に努めてきたが、新たに策定する第9次鳥獣保護事業計画（H14～18年度）に基づき、野生鳥獣の保護を図るとともに、生態系のバランスを保った人と野生鳥獣との共生を目指す。

また、人間と野生生物は、長い間適度なバランスを保ちながら共存を図ってきたが、開発行為や人工林の増加等によって生物の生息域が狭められ、積雪量の減少や減反政策による放置田の増加等の要因も加わって、イノシシやシカなどの特定の野生獣が急増し、農林業に大きな被害を与えている。農林業被害等に対しては、電気柵等の防止策を講じる一方で有害鳥獣としての駆除を行っているが、こうした特定種の急激な増加は、農林業被害の増大をもたらすばかりでなく、生態系のバランスを崩すことも懸念されているところである。

このため、森林被害が急増し、分布域も拡大していると思われるシカについては、今後、生息密度や生息環境等を科学的に十分調査した上で、鳥獣保護法の改正で新設された「特定鳥獣保護計画」を策定し、科学的、計画的に個体管理を行っていく。

(3) 自然とのふれあいの推進

身近な自然環境が喪失する中で、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その健全な利用を増進することを目的とする自然公園（国立公園、国定公園、県立自然公園）の役割が増しており、また、県民の自然公園施設に対する要望も、快適で質の高い施設や体験型のものなど多様化している。

このため、自然の大切さやしくみについて理解を深めることができる自然学習歩道の整備や、観察の場と関連施設を有機的に結びつけて周遊できる施設整備などを進めていく。

また、県自然保護センターや海浜自然センターを中心に、自然観察会等のソフト事業の充実を図るとともに、里地・里山の保全・復元やビオトープの整備などに取組む地域住民やNPOなどとも連携しながら、自然とのふれあいの場や学習の機会等を確保していく。

6 自主的な環境保全活動の推進と連携

地球環境問題をはじめとする今日の環境問題の多くは、かつての産業公害と異なり、私たち一人ひとりが被害者であるとともに、加害者でもあり、その解決のためには、県民、団体、事業者、行政の各主体が、それぞれの役割を理解し、消費活動や事業活動等において、環境に配慮しながら行動していかなければならない。

このため、環境教育や普及啓発、環境関連情報の提供などを通して各主体の自主的取組みを促進するとともに、各主体間のコミュニケーションを深め、パートナーシップの形成を図っていく必要がある。

(1) 県民・団体・事業者等のパートナーシップの形成

県民・団体・事業者・行政が相互に理解し、連携して環境保全活動を推進していくため、平成6年度に「環境ふくい推進協議会」を設立した。協議会では、各主体の代表者で構成する企画委員会で具体的事業内容を検討しながら、シンポジウムや交流会、親子環境教室、連続講座

等の開催、情報紙や環境カレンダーの発行など普及啓発活動を展開している。

また、地元住民の参画を得たワークショップ方式で河川の自然回復に取り組む公共事業なども実施されており、県民・団体等と行政の連携・協働による取り組みが徐々に進みつつある。

また、自主的な環境保全の取り組みを推進する上でNPOの役割は大きく、その活動を支援していく必要があり、「ふくい県民活動センター」(平成13年3月設立)では、活動拠点や情報の提供などを行っており、環境分野においても、「特定非営利活動促進法(NPO法)」に基づき9団体が認証を受け、活動を始めている。

(2) 環境教育・普及啓発による自主的取り組みの促進

県民一人ひとりの環境への関心と環境に配慮した行動を促す上で、学校、地域、野外活動など多様な場における環境教育・環境学習は非常に有効な手法である。特に、学校教育の場においては、平成14年度から、環境や国際理解などの総合的・横断的な課題について学習する「総合的な学習の時間」や完全学校週5日制が始まり、地域社会と連携した環境学習の機会の確保等がこれまで以上に重要になってきている。

このため、平成12年度には「環境学習ガイドブック」を作成し、学校・公民館等に配布するとともに、13年度からは、環境・河川・教育の各部局が連携して、小・中学生による環境里親・環境調査・生き物調査・水辺とのふれあいの各活動に対し助成する「集まれ!エコメイト」事業を実施している。

また、これまでの取り組みとして、一般県民や企業が主催する講習会等へ講師を派遣する「環境アドバイザー制度」を平成6年度に開始し、これまでに延べ10,000人が受講しているほか、毎年、各種の環境シンポジウムやセミナー等を開催している。

(3) 環境マネジメントシステム(ISO14001)の導入と普及

事業所等が継続的・計画的に自らの環境負荷削減に取り組む手法の一つとしてとして、環境マネジメントシステム(ISO14001)が注目されている。

県では、平成12年3月に本庁舎および議会庁舎を対象とする「福井県庁環境マネジメントシステム」を構築し、同年11月には、環境に関する国際規格であるISO14001の認証を取得した。本マネジメントシステムでは、130の目的・目標を掲げており、平成12年度の1年間で、電力消費量や紙使用などで大きな削減効果が認められており、今後、平成15年度を目処に出先機関等への拡大を図っていく。

また、県内では、既に福井市、鯖江市、武生市、敦賀市の4市および84事業所がISO14001の認証を取得しており、また、大野市、勝山市が取得の意向を表明

している(平成13年12月現在)。

県では、こうした取り組みを促進していくため、平成13年度に中小企業者および団体が認証を取得する場合の補助制度(補助額の上限100万円)を設けたほか、取得マニュアルの作成やセミナー等を開催している。

また、認証を受けた事業所等の環境改善に向けた継続的な取り組みを推進するため、平成13年11月、「福井県環境ISOネットワーク」を組織し、情報交換会やセミナーの開催、情報紙の発行などを実施している。

県庁環境マネジメントシステムの主な目標と達成状況

項 目	平成12年度目標	平成12年度実績	
		削減率	経費削減額
コピー用紙	5%削減	削減率19%	13,200千円
水使用量	3%削減	削減率10%	1,448千円
照明・エレベータの電気使用量	0.5%削減	削減率16%	3,930千円
灯油使用量	平成10年度程度に抑制	削減率0.9%	
公用車の燃料使用量	3%削減	削減率17%	2,142千円
合 計			20,720千円

(目標の削減率は、平成10年度比)

7 経済的手法の導入の検討

環境保全の取組みの促進策として、市場のメカニズムを活用し、環境負荷に対して課税したり、環境保全の取組みに対して経済的なインセンティブを与える手法がある。

そうした手法の一つとして、ドイツやイギリス等では温暖化対策を目的とした税制が導入されており、国では、京都議定書の締結に向けた国内制度の在り方についての中央環境審議会において、「我が国の実情にあった具体的な制度面での検討を行っているところであり、経済・雇用への影響も勘案しつつ、引き続き検討を進めていく。」と答申（平成 14 年 1 月）している。

平成 13 年度に導入された自動車税のグリーン化もこの経済的手法の一つであり、排出ガスや燃費性能に優れ環境負荷の小さい車には税を軽くし、新車登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい車には税を重くしている。

また、自治体によっては、法定外目的税の一つとして、環境負荷の排出抑制や環境対策の財源確保を目的に産業廃棄物の処理などに対する新税が創設されており、本県でも、庁内に法定外新税検討会を設置し、汚染者負担の原則を踏まえながら、徴税コスト、環境負荷削減効果、公平性、税負担者への影響など幅広い観点から検討を進めている。

自動車に関する税のグリーン化

	車 種	自動車取得税	自動車税
低公害車	ハイブリッド車	2.2%軽減 (プリウスの場合、約 43,000 円軽減)	低排出ガス & 低燃費車として、軽減
	電気自動車・天然ガス車・メタノール車	2.7%軽減	50%軽減(2年間)
グリーン購入法適合車	超-低排出ガス & 低燃費車	取得価格から 30 万円控除 (自家用の場合、15,000 円軽減) (営業用の場合、9,000 円軽減)	50%軽減(2年間)
	優-低排出ガス & 低燃費車		25%軽減(2年間)
	良-低排出ガス & 低燃費車		13%軽減(2年間)
登録後 11 年超のディーゼル車 登録後 13 年超のガソリン車			10%重課